様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	宮代町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://town.miyashiro.lg.jp/0000005538.html

執行機関名　宮代町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	宮代町特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第9の項 宮代町特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条	宮代町特別支援教育就学奨励費事務取扱要領第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	この要領は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の主旨に基づき、宮代町内の小学校及び中学校に在籍する障害のある児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し、負担能力に応じ、就学に伴う費用の一部(以下「就学奨励費」という。)を支給することに関する事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宮代町特別支援教育就学奨励費事務取扱要領